何土地改良区施設更新積立計画

　　年　月総（代）会議決

（　　年　月改定　総（代）会議決）

何土地改良区

１　積立ての目的

　本積立計画は、本土地改良区が管理する土地改良施設及び土地改良区が管理する土地改良施設に関連する施設について、大規模修繕及び施設更新事業（以下「施設更新事業等」という。）に係る費用の積立てを行うために必要な事項を定めるものである。

２　積立計画の内容

（１）積立期間

　　　　年度から　年度まで（　年間）

　　（※積立計画の総（代）会議決が行われた次年度から積み立てる）

（２）積立総額

　　　000,000千円

（３）積立期間中の毎期の積立額

　　　000,000千円を限度として積み立てるものとする。

３　施設更新事業等の概要

　　本積立計画で予定する施設更新事業等に係る対象施設、費用の概算額及び工事の予定時期は、次のとおりである。

（１）施設更新事業等に係る対象施設

（２）費用の概算額及び自己負担予定額

（３）工事の予定時期

４　積立金の積立て・取崩しによる土地改良区収支への影響

　積立期間である　年度から　年度までの毎年度は、積立てを行う前年度と比較し、毎年度000千円の積立額の増（なお、経常賦課金については、10アール当たり000円の増）となる。

　なお、施設更新事業等が○○（県営）事業により実施されることを想定しており、　　年度から　　年度までの毎年度は、000,000千円の積立金の取崩しを行う予定である。

５　積立額の算定方法

維持管理計画の変更が認可された　年度以降、土地改良区が管理する施設ごとの減価償却費を基礎として、その額の　％を毎期積み立てるものとする。

また、積立金への積立ては、総（代）会の議決を得て、転用決済金又は毎年度の収支決算における剰余金の一部を積み立てることができるものとする。

６　その他

（１）本積立計画は、毎期見直しの要否の検討を行うものとし、検討の結果、積立計画を変更する場合には、総（代）会の承認を得なければならない。

（２）積立金の管理のために必要な規程は、別途理事会で定めるものとする。

　　※その他必要な事項として、土地改良区が管理する土地改良施設と密接に関連する施設がある場合で、当該施設で国、都道府県、市町村又は独立行政法人水資源機構が管理するものの施設更新事業等に関する関連情報がある場合には当該事項、その他土地改良区において特記すべき事項があれば、必要に応じて記載するものとする。

附則

　　　年　月　日総（代）会議決

　この積立計画は、　年度から施行する。

　　　年　月　日変更　総（代）会議決

　この改定した積立計画は、　年度から施行する。

（参考）　維持管理計画書

　※認可された維持管理計画書の事業費の箇所の写しを添付すること。